

第5回労働協約交渉 その1**連続休暇の取得条件・一人勤務解消・多目的休暇、乗務員勤務等で交渉****生活と仕事の調和のとれる制度設計と安全・健康・ゆとりある勤務の設定を求める！****国労の主張**

◆連続休暇取得条件の緩和要求は通常年休の取得が困難なため。

国労の主張

◆罹災休暇を必要な時間又は日に改めること。

国労の主張

◆1人泊りの駅勤務を解消せよ。

国労の主張

◆駅等では休日の申し込みができるようにすること。

国労の主張

◆罹患休暇を有給の休暇として新設すること。

その他の国労の主張

- ◆多目的休暇を新設すること。
- ◆保存休暇の付与条件の更なる拡大を。

会社の見解

●連続休暇は取得しやすくなるかも知れないが、取得しにくい年休が取得しやすくなるという根本的な解決策とならない。

会社の見解

●これまでも柔軟な運用は行っている。

会社の見解

●駅の体制については、乗車人員や取扱人員、駅の特状を総合的に勘案しつつ決定している。

会社の見解

●休日は会社が指定するものである。

会社の見解

●インフルエンザに罹患した際に出勤停止を指示していない。
社会的要請として行っている。

**国 労 東 海 か べ 新 聞**

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久